

第 5 章 用語の解説

【1】

(1) いちじかんち 1時間値

アルカリ度

「eq」はグラム当量を意味する。酸、塩基を対象とする場合、1 グラム当量とは、1 mol の H^+ 、 OH^- が生じる物質の量である。そして、「meq」はグラム当量の 1,000 分の 1 になる。つまり、イオンの質量（グラム）をイオンの原子量または分子量で除し、価数（例： Na^+ の +1、 SO_4^{2-} の -2、 PO_4^{3-} の -3）の絶対値を乗じたものの 1,000 分の 1 を指す。

【A,a,】

(2) TEQ [Toxic Equivalents]

ダイオキシン類

毒性等量のこと。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価係数 (TEF) により換算した量。

(3) meq [Milli Equivalent]

アルカリ度

1 ヶ月の間に、1 m^2 の面積に降下したイオン成分の量を示す単位のことをいう。「meq (mili equivalent)」とはミリグラム当量（グラム当量の 1000 分の 1）を意味する。「eq (equivalent)」とは、酸や塩基の量を、それらから生じることのできる水素イオンや水酸化物イオンの物質量を基準にして表すときに用いる単位である。1 グラム当量とは、1 物質量の水素イオンや水酸化物イオンを出すことができる酸や塩基の質量 (g) に等しい。例えば、硫酸（分子式： H_2SO_4 、分子量：98）は、酸としてはたらく水素の数が 2 つであるため、49 g が 1 グラム当量になる。

(4) なのぐらむ ng

10^{-9} g のこと。ナノは接頭語のひとつで 10 億分の 1 (10^{-9}) を示す。

(5) pH

酸性雨

水素イオン濃度指数のこと。pH 7 付近を中性、これより小さいものを酸性、大きいものをアルカリ性という。雨水は空気中の二酸化炭素を吸収するため、大気が酸性物質に汚染されていなくても pH 5.6 程度の酸性を示すことがある。したがって、pH 5.6 以下になった雨水等を酸性雨という。

(6) ぴこぐらむ pg

10^{-12} g のこと。ピコは接頭語のひとつで 1 兆分の 1 (10^{-12}) を示す。

(7) ppb [Parts Per Billion]

ppm, ppmC

10億分の1 (ppmの1000分の1) を表す単位で、濃度や含有率を示す容積比、重量比のこと。例えば、空気1000 m³ 中に1 cm³ の物質が含まれているような場合、この物質の濃度を1 ppb という。

(8) ppm [Parts Per Million]

ppb, ppmC

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す場合に使われる。% (パーセント) が100分の1を意味するのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³ 中に1 cm³ の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg (約1 ℓ) 中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppm という。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb (10億分の1) も用いられる。

(9) ppmC

ppb, ppm

炭化水素はメタン、エタン、プロパンなど種類が多いので、全体の濃度を表す場合、炭素数1のメタンに換算した値を使用し、その値をppmで表したときに用いられる。

(10) PRTR 制度

化学物質排出移動量届出制度のこと。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みのことをいう。

(11) VOC [Volatile Organic Compounds; VOCs]

沸点が低いため、大気中にガス状で存在する揮発性有機化合物の総称。ベンゼン、アルデヒド類、有機塩素化合物等さまざまな物質があり、その種類は100ほどといわれている。発生源としては、工場等で使用している塗料・溶剤からの蒸発によるほか、自動車等の排気ガス中にも存在する。

(12) WECPNL [Weighted Equivalent Continuous Percived Noise Level]

加重等価平均感覚騒音レベルのこと。航空機騒音のうるささを表す指数として用いられる。1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算出され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

(13) μg

10⁻⁶ gのこと。μ (マイクロ) は接頭語のひとつで100万分の1 (10⁻⁶) を示す。

【あ,ア】

(14) あくりろにとりる
アクリロニトリル

ベンゼン

シアン化ビニルとも呼ばれ、かすかな刺激臭を有する無色透明の液体で、引火性が高く、アセトン、ベンゼン等ほとんどの有機溶剤に溶ける。アクリル系合成繊維、合成ゴム、合成樹脂、接着剤等の原料として使用されている。眼、鼻、のどを刺激するほか吸入すると胸痛、息切れがあり意識を失うことがある。皮膚が

らも吸収され同様の症状が現れる。

(15) あるかりど
アルカリ度 meq、酸性雨

水中に含まれる炭酸水素塩、炭酸塩または水酸化物などのアルカリ分の濃度を、対応する炭酸カルシウム濃度で表したものの。ある水系が酸性雨の負荷に耐性があるかどうかの目安となり、アルカリ度が高いほど耐性があることを示す。

(16) いおうさんかぶつ
硫酸酸化物 二酸化硫黄

二酸化硫黄、三酸化硫黄等を含む総称であり、石油や石炭等を燃焼したときに含有されている硫黄分が酸化されて発生する。大気中では、ほとんどが二酸化硫黄として存在する。

(17) いおんせいぶんこうかりょう
イオン成分降下量 酸性雨

一定期間、単位面積あたりに降下したイオン成分の量。酸性雨の中に含まれるイオン成分が地上等に降下した量を表すときに用いられる。例えば、硫酸イオン濃度が $1 \mu\text{g}/\text{ml}$ である雨が 2 mm 降った場合、硫酸イオンの降下量は $2 \text{ mg}/\text{m}^2$ になり、単位面積あたりの降下量を表すことができる。

(18) いっさんかたんそ
一酸化炭素 (化学式: CO)

血液中のヘモグロビンと結合して血液が酸素を運搬する機能を阻害する。燃料等の不完全燃焼によって生じ、自動車が主な発生源とされている。

(19) いっぱんふんじん
一般粉じん

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理または堆積に伴い発生し、または飛散する物質で、特定粉じん(石綿)以外の粉じんのことをいう。

(20) ういーんじょうやく
ウィーン条約 オゾン層の破壊、フロン

オゾン層の保護のためのウィーン条約。オゾン層保護のため国連環境計画(UNEP)を中心として国際的な対策の枠組みが検討され、採択された条約。国際的に協調してオゾン層やオゾン層破壊物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている(1988年9月発行)。

(21) うわのせきじゅん
上乘せ基準

ばい煙または排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準または排水基準に代えて適用するものとして都道府県が条例で定める、より厳しい排出基準または排水基準をいう。

(22) えんかびにるものまー
塩化ビニルモノマー

クロロエチレンとも呼ばれ、かすかに甘味のおいさを有する無色の液体または気体で、水に溶けにくく、有機溶剤に溶ける。引火性が高い。ポリ塩化ビニルなどの合成原料に使用されている。目を刺激し、液体が皮膚につくと凍傷を起こし、発がん性がある。

(23) おゾンそうのはかい
オゾン層の破壊

ウィーン条約、フロン、地球環境問題

地球をとりまく大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50 km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの大部分を吸収し、生物を守っているが、これがフロン等の物質により破壊され、地上に達する有害紫外線の量が増加することによって、人の健康や生態系等に影響を及ぼすことが懸念されている。

なお、オゾン層保護対策は、ウィーン条約[†]に基づき国際的に協力して進められており、わが国でも、代表的なフロン等については、オゾン層保護法等により生産規制等が行われている。

(24) おんしつこうかがす
温室効果ガス

地球環境問題

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する物質。9 年 12 月に採択された気候変動枠組み条約に関する京都会議の議定書では、削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、さらに冷媒やエアゾール分野等で使用されているハイドロフルオロカーボン（HFCs）、半導体エッチングガス等やイナートリキッド（不活性液体）用に使用されているパーフルオロカーボン（PFCs）及び電気絶縁ガスや半導体エッチングガス等に使用されている六ふっ化硫黄の 6 種類と定めた。なお、HFCs 以下の 3 種類のガスは代替フロンとも呼ばれている。同条約に基づく我が国の報告書（1997 年）によれば、主要な発生源は、メタンは燃料の燃焼・漏出（18%）、家畜の腸内発酵・糞尿管理（29%）、稲作（25%）及び固形廃棄物の埋め立て（24%）とされており、一酸化二窒素は燃料の燃焼（63%）、アジピン酸等製造プロセス（22%）とされている。温室効果ガス総体の排出量を議論する際には、二酸化炭素の温室効果に換算する。環境省によれば、我が国が排出する温室効果ガスの地球温暖化への直接的寄与度は二酸化炭素が 94.4%と報告されている（1993 年度）。

【か,カ】

(25) がかんほう
化管法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略のことをいう。有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に制定された法律である。

(26) かんきょうきじゅん
環境基準

環境基本法等において政府が定めることとされている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境の質の基準のことをいう。

(27) **かんきょうほうしゃのう**
環境放射能

環境放射能とは、環境中の放射能の強さをいい、自然界にもともと存在する放射性物質によるものと核実験等の結果できる放射性物質によるものがある。

自然界にもともと存在する放射性物質としては、大気中のラドン (Rn)、食物や土壌中に含まれるカリウム - 40 (^{40}K)、炭素 - 14 (^{14}C) 等がある。

また、核実験等の結果できた放射性物質としては、ストロンチウム - 90 (^{90}Sr) やセシウム - 137 (^{137}Cs) 等がある。

(28) **ききぶんせきほう**
機器分析法

アンモニア等特定の悪臭を放つ 22 物質をガスクロマトグラフ等の機器を用いて分析する方法のことをいう。

(29) **きゅうかくそくていほう**
嗅覚測定法

人間の嗅覚を利用して、ある臭気の強さを数量的に把握しようとする方法のことをいう。三点比較式臭袋法、ASTM 注射器法、無臭室法、セントメータ法等がある。

(30) **けんこうりすく**
健康リスク

人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度のことをいう。

(31) **けんせいもにたー**
県政モニター

知事から委嘱を受けたモニターに、県政に関する意見・要望を聞き、県政に反映するための制度のことをいい、県政に関するアンケートの回答や生活の中で気付いた県政全般についての意見、要望などを提言する。

(32) **こうかがくおきしだんと**
光化学オキシダント

窒素酸化物及び炭化水素類が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより生成する酸化性の強い物質の総称であり、光化学スモッグの原因物質からなる。Ox で略称することが多く、主成分はオゾン (化学式: O_3) である。高濃度では人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物等への影響も報告されている。このようにオゾンは人の健康等に悪影響を与える一方、成層圏で太陽からの紫外線を吸収することにより、地上の生物を保護している。

(33) **こうさ**
黄砂

地球環境問題

アジア大陸の乾燥地帯や黄土地帯で強風により吹き上げられた多量の砂じんが上空の偏西風に運ばれて、日本や韓国、中国などで降下する現象のことをいう。

(34)
Iラ-

地域衛星通信ネットワークのことで、県では赤道上の静止衛星を介して行政情報の伝達を行っている。回線設定が容易で、災害に強いという特徴がある。

【さ,サ】

(35) **さんせいりゅう**
酸性雨

meq、pH、アルカリ度、イオン成分降下量

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれ酸性の度合いが強くなった雨のことをいう。酸性度を示す尺度としてはpHが用いられ、数値が小さいほど酸性が強いことを示し、一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされている。霜や雪、雨水にとりこまれた硫酸塩等の降下物も含めて、広い意味の酸性雨ということも多い。

(36) **じくろろめたん**
ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、エーテルのようなにおいを有する揮発しやすい無色の液体で、水に溶けにくくアルコール等の有機溶剤には溶けやすい。安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤、油脂やゴム製造にも使用されている。眼、鼻、のどを刺激するほか吸入すると麻酔作用があり頭痛・めまい・吐き気を起こす。発がん性がある。

(37) **ししんち**
指針値

有害大気汚染物質

環境目標値の1つで、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値のことをいう。有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された数値であり、環境基本法に基づいて定められる環境基準とは性格及び位置付けが異なる。有害大気汚染物質の環境調査の評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されている。

(38) **していぶっしつ**
指定物質

有害大気汚染物質、優先取組物質

有害大気汚染物質であって、人の健康に係る被害が生じるおそれがある程度高いと考えられる22の優先取組物質のうち、その排出または飛散を早急に抑制しなければならないものとして、大気汚染防止法において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが規定されている。

(39) **しゅうきしすう**
臭気指数

においのついた空気を、においが感じられなくなるまで無臭の空気で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数値に10をかけた値のことをいう。

(40) **すいぎんおよびそのかごうぶつ**
水銀及びその化合物

金属水銀の他に塩化水銀、酸化水銀などの化合物が含まれるが、大気環境中では大部分が金属水銀（水銀

蒸気)として存在する。水銀は無臭銀白色の液体で、電池や蛍光灯の原料、合成化学用の触媒などに使用されている。皮膚や目を刺激し、吸引すると食欲不振、頭痛、全身倦怠、嘔吐などを起こす。

【た,タ】

(41) **だいおきしんるい**
ダイオキシン類 TEQ

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(略称:PCDD、75種類)ポリ塩化ジベンゾフラン(略称:PCDF、135種類)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称と定義されている。物の燃焼過程等で非意図的に生成される。ダイオキシン類の中でも毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(略称:2,3,7,8-TCDD)については、人に対する発がん性が確認されている。

(42) **たんきてきひょうか**
短期的評価 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質

二酸化硫黄については、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上測定が行われた日をいう。)で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下である場合に、浮遊粒子状物質については、1日平均値がすべての有効測定日で0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下である場合に、それぞれ環境基準に適合するものとしている。

(43) **ちきゅうおんだんか**
地球温暖化 地球環境問題、低公害車

大気中の二酸化炭素、メタン等は、地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を再度地表面に戻し暖める性質があることから、温室効果ガスと呼ばれている。

近年、人間活動の増加に伴い、これらのガス濃度が増加しており、「気候変動に関する政府間パネル第2次レポート」では、このままでは、2100年には約2℃平均気温が上昇し、植生、水資源、食糧生産等に広範囲で深刻な影響があると予測している。

(44) **ちきゅうかんきょうもんだい**
地球環境問題 ウィーン条約、オゾン層の破壊、黄砂、酸性雨、地球温暖化

人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染、酸性雨、砂漠化、森林(特に熱帯雨林)の減少をいう。

(45) **ちっそさんかぶつ**
窒素酸化物 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素等を含む総称であり、窒素分を含む石油などの燃焼によるほか、燃焼時に空気中の窒素が酸化されて発生する。発生源は、工場や自動車、家庭等多種多様であるが、一般的には、濃度が高い地区では自動車からの負荷が大きい。

(46) **ちようきてきひょうか**
長期的評価 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質

二酸化硫黄については、年間の1日平均値の高い方から2%を除外した値が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合に、二酸化窒素については、年間の1日平均値の低い方から数えて98%目に当たる値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下の場合に、浮遊粒子状物質については、年間の1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が

0.10 mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日間以上連続しない場合に、それぞれ環境基準に適合するものとしている。

(47) ていこうがいしゃ
低公害車

地球温暖化

窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質や地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出が少ないなど、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称で、エネルギー源として、電気、天然ガス、メタノール等を利用している。

(48) てとらくろろえちれん
テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、エーテルのようなにおいを有する無色の液体で、水に溶けにくく有機溶剤に溶ける。金属部品の脱脂洗浄やクリーニングの洗剤などに使用されている。目、鼻、のど、皮膚を刺激するほか吸引すると麻酔作用があり頭痛、めまい、嘔吐などを起こす。発がん性が疑われている。

(49) とくていぶっしつ
特定物質

人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、大気汚染防止法では、アンモニア、フッ化水素、ホスゲン等28物質が規定されている。

(50)

Iラ-

硫黄酸化物、光化学オキシダント、二酸化窒素、浮遊粒子状物質

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気汚染が著しくなり、人の健康または生活環境にかかる被害が生ずるおそれがある場合等における緊急時対策を定め、緊急事態の改善を図ることを目的として、大気汚染防止法第23条の規定により県が定めた要綱のこと。

(51)

Iラ-

二酸化硫黄、二酸化窒素

大気汚染物質の分布状況をより効率的、効果的に把握することを目的として、平成14年8月に策定した県の計画のこと。一般環境観測局（二酸化硫黄、二酸化窒素）の集約や自動車排出ガス観測局の拡充を行う。

(52) とりくろろえちれん
トリクロロエチレン

トリクレンとも呼ばれ、クロロホルムのようなにおいを有する無色の液体で、水に溶けにくく有機溶剤に溶ける。金属部品の脱脂洗浄に使われるほか、化学製品等の原料や溶媒等としても使用されている。眼、鼻、のど、皮膚を刺激するほか吸入すると麻酔作用があり頭痛、めまい、嘔吐などを起こすことがある。発がん性が疑われている。

【な,ナ】

(53) にさんかいおう かがくしき
二酸化硫黄 (化学式: SO₂)

硫黄酸化物、短期的評価、長期的評価、ばい煙

刺激臭を有する無色の気体で、水に溶けやすい。ぜん息などの原因物質として知られ、高濃度のときは目

の粘膜に刺激を与えるととも呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれている。

- (54) **にさんかちっそ かがくしき**
二酸化窒素 (化学式: NO₂) 窒素酸化物 長期的評価 ばい煙

刺激臭を有する赤褐色の気体で、高濃度では、ぜん息に似た症状の発症に関連があるといわれている。目、鼻等を刺激し呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質でもある。

- (55) **につけるかごうぶつ**
ニッケル化合物

金属ニッケル、ニッケル酸化物、ニッケル水酸化物、ニッケル塩、ニッケルカルボニルなどが含まれる。金属ニッケルは銀白色の金属で、ステンレス鋼やニッケル鋼の原料やメッキなどに使用されている。眼、鼻、粘膜に接触すると刺激作用がある。発がん性がある。

【は,ハ】

- (56) **ばいえん**
ばい煙 硫黄酸化物 窒素酸化物

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称であり、大気汚染防止法により規定されている。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生し、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいう。

- (57) **はいえんだつりゅうそうち**
排煙脱硫装置 硫黄酸化物

火力発電所のボイラなどで化石燃料を燃焼した際に発生する排ガス中の硫黄酸化物(SO_x)を除去する装置のこと。

- (58) **ひーとあいらんどげんしょう**
ヒートアイランド現象

都市化による地表面被覆の人工化(建物やアスファルト舗装面などの増加)やエネルギー消費に伴う人工排熱(建物の空調や自動車の走行、工場の生産活動などに伴う排熱)の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことをいう。

- (59) **ふゆうりゅうしじょうぶつ**
浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10⁻⁶ m以下のもの(1⁻⁶ m [マイクロメートル] = 10⁻⁶ m)、SPMまたはPMと略称する。浮遊粒子状物質には、発生源からばいじんとして排出されるもの、排出されたガス状物質が大気中で粒子状物質に変化するもの、土壌の巻き上げなどの自然的由来のものがあり、発生源、性状とも多様である。肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすが、ディーゼル車から排出される粒子状物質が、特に健康に悪影響があるとの観点等から対策が求められている。

(60) ふろんるい
フロン類

ウィーン条約、オゾン層の破壊、フロンII

クロロフルオロカーボン（CFC）等と称されるフッ素を含む炭化水素で溶剤や冷媒等に多量に使用されてきた。大気中に放出されたフロンは、化学的に安定であるため、対流圏ではほとんど分解されず成層圏まで到達し、そこで紫外線により分解され、塩素原子を放出する。この塩素原子が成層圏中のオゾン層を破壊していく。このため、ウィーン条約に基づき採択されたモントリオール議定書により国際的な枠組みで生産規制等が実施されている。また、近年、フロンの代わりに、オゾン層の破壊能力がない物質が開発・使用されており、これらを代替フロンと呼んでいる。

(61) ふろん¹¹
フロン¹¹（化学式：CCl₃F）

オゾン層の破壊、フロン類

略称は CFC-11 で、クロロフルオロカーボンの一種。フロン 12（CFC-12、化学式 CCl₂F₂）等とともに、オゾン層の破壊または地球温暖化の原因物質とされている。

(62) ふるーすかいけいかく
ブルースカイ計画

工場等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、環境基準を達成、維持していくため、富山県が 47 年度から進めている計画をいう。12 年 3 月には、これまでの工場・事業場対策等に加え、近年問題となっているダイオキシン類等の有害大気汚染物質や地球環境問題等に関する対策を新たに盛り込んだ総合的な計画とするため、改定を行った。

(63) べんぜん
ベンゼン

石油から分留精製される特有の芳香性を持つ無色透明の液体で、水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。また、揮発性、引火性が高い。工業用の原料や溶剤として使用されており、ガソリン中にも 1% 程度含まれている。眼、皮膚、粘膜を刺激するほか吸入すると麻酔作用があり頭痛、眠気、めまい、嘔吐などを起こすことがあり、発がん性がある。

【や、ヤ】

(64) ゆうがいたいきおせんぶっしつ
有害大気汚染物質

指定物質、優先取組物質

継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものをいう。

(65) ゆうがいがす
有害ガス

富山県公害防止条例では、アンモニア、シアン化水素、ホスゲン等 37 種類の物質を規定している。

(66) ゆうせんとりくみぶっしつ
優先取組物質

指定物質、有害大気汚染物質

大気汚染防止法では、有害大気汚染物質対策の推進を規定しており、有害大気汚染物質のうち、優先的に取り組むべき物質として、ベンゼン等の 22 物質が定められている。

(67) ようせいげんど
要請限度

騒音規制法及び振動規制法により自動車騒音及び振動が要請限度を超過し、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、知事は公安委員会に対し、道路交通法の規定による自動車の通行禁止、最高速度の制限等の交通規制等の措置を執るべきことを要請するものとされている。また、このほか、必要があると認めるときは、舗装の改良、その他道路構造の改善等自動車騒音の減少に資する事項に関し、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べるができるものとされている。